

2009年(平成21年)4月25日 土曜日

夫の死後、財産と負債は……

Q 夫が亡くなりました。自宅と賃貸マンションがありますが、建築資金の借り入れがあり、それぞれ銀行の担保に入っています。亡くなった後に複数の消費者金融からの請求書も見つかりました。相続をどのようにしたらよいのでしょうか。

A 相続には①単純承認②限定承認③相続放棄の三つの方法があります。



①単純承認とは、被相続人のすべての財産、負債をそのまま相続することです。財産を使ってしまったり、ラスの財産の限度での財産を隠したりすると、単純承認をしたものとみなされます。また、限定承認、相続放棄の手続きは相続が開始したこと(亡くなったこと)を知ってから3カ月以内に家庭裁判所に申請しなければならず、これを怠ると3カ月を経過した場合には自動的に単純承認

②限定承認とは、被相続人の財産の限度でのみ負債について責任を負うという条件付きの相続です。簡単に言えば、財産の範囲内で借金を返済し、借金の方が多い場合は残りの借金を支払う必要はありません。仮に財産の方が多かった場合には、残った財産を相続できるといふ制度です。相続財産を確定すること

申請しなければすべて相続

ができない場合に使われます。

限定承認をするには、相続人全員で家庭裁判所に申請しなければなりません。申請後は家庭裁判所が選任する財産管理人が財産の管理と清算を行います。

③相続放棄とは被相続人の財産、負債の一切を相続しないことです。借金が財産よりも明らかに多い場合に行われる手続きです。

お尋ねの場合は、自宅、マンションの価格がどのくらいか、預金などそのほかの財産、借金がそれぞれどのくらいあるのかを確認して、うまくいけば財産が残る可能性があるのであれば、限定承認をするケースと考えます。

(弁護士 松田健太郎)